

妊産婦・乳児一般健康診査費償還給付のお知らせ



◎助産所(院)で 妊産婦健康診査を受診するとき

◎県外医療機関で 妊産婦・乳児一般健康診査を受診するとき

里帰り出産等により、助産所(院)または県外医療機関で健康診査を受診した場合、健診費用の一部を総社市に請求することができます。

(助産所(院)は妊産婦の場合のみ)

【対象】健康診査を受ける時、総社市に住民登録をしている妊産婦または乳児

【手続きの方法】

1. 【県外の医療機関】または【助産所(院)：妊産婦の場合】で健康診査を受診する時

- ・受診した健診について、母子保健ガイドの「受診結果票」(該当のものすべて)に結果を記入してもらう。
- ・健診費用は償還払い(受診者による立て替え払い)です。健診料金を支払い、その「領収書」を保管しておく。

2. 「申請に必要な書類」をそろえて総社市こども課窓口で申請する。

⇒市は申請受理後、内容を審査し、支給決定通知(又は不支給決定通知)を申請者に交付し、支払決定のときは登録口座に決定金額を振込みます。

【申請に必要な書類等】

- ① 「総社市妊婦健康診査費償還給付申請書」または「総社市産婦健康診査費償還給付申請書」または「総社市乳児一般健康診査費償還給付申請書」(こども課窓口、総社市ホームページにあります)
- ② 親子(母子)健康手帳の「表紙」と「妊娠中の経過」のページの写し
- ③ 母子保健ガイドの受診結果票(該当のものすべて)
- ④ 各健診(検査)費用の「領収書」(原本)及び「明細書」
- ⑤ 振込口座及び支店名等が確認できるもの(通帳)

申請に関する注意点

- ・申請期間は、受診後3年以内です。受診日から3年を経過したものについては請求できません。
- ・健康保険の給付を受けたものについては、対象となりません。
- ・可能な限り受診するすべての健診が終了した後(出産後等)に、まとめて申請してください。
- ・償還払いの申請をした健診の費用を、医療費として確定申告する場合は、総社市から支払われた金額は引いて残りの金額を申告してください。(審査後に領収書は返却しますので、確定申告の際は、医療費の領収証とあわせて総社市からの支給決定通知を必ず提出してください。)

◎ 請求できる各健診（検査）費用の上限額

健診種別	上限額					備考
	R5年4月分～	R6年4月分～ R6年5月分	R6年6月分～ R8年3月分	R8年4月分～ R8年5月分	R8年6月分～	
妊婦一般健康診査 (1回目)	22,920 円	23,700 円	23,660 円	23,660 円	23,980 円	※1
妊婦一般健康診査 (2～14回目)	5,760 円	5,760 円	5,780 円	5,780 円	5,810 円	
妊婦超音波検査	1,500 円					
妊婦血液検査	1,830 円	1,830 円	1,830 円	1,830 円	1,860 円	
妊婦クラミジア抗原 検査	2,330 円	2,330 円	2,280 円	2,280 円	2,280 円	
妊婦 B 群溶血性レン サ球菌(GBS)検査	3,700 円	3,700 円	3,800 円	3,800 円	3,800 円	
産婦健康診査	5,000 円					※2
乳児一般健康診査	6,280 円	6,280 円	6,390 円	6,390 円	6,410 円	※3

※1 妊婦一般健康診査（1回目）については、次の項目すべてを実施した健診であることが必要です。

問診及び診察（超音波検査含まない）・尿化学検査・血液検査【血液型（ABO 血液型、Rh 血液型及び不規則抗体検査）】

・血液検査（梅毒血清反応検査・HIV 抗体価検査・風疹ウィルス抗体価検査・末梢血液一般検査・B 型肝炎抗原検査・C 型肝炎抗体検査・グルコース検査）・子宮頸がん検診（細胞診）・HTLV-1 抗体検査

※2 産婦健康診査については、R5年4月以降は県外の医療機関及び助産所（院）で受診した場合も対象となります。

※3 乳児一般健康診査については、R5年4月以降に県外医療機関で受診した場合が対象となります。

◎申請窓口・お問い合わせ先

担 当 課	所 在 地	電 話
総社市 こども課 母子保健係	〒719-1192 総社市中央1-1-1	(0866) 92-8261

